

## 工事担任者規則の一部改正('09.6.30)の抜粋

### 1 〔第八条〕 科目合格者に対する試験の免除

平成21年6月30日以降に実施される試験から、科目合格者に対する試験の免除期間が、試験の行われた月の翌月の初めから起算して2年以内だったものが、3年以内に延長されました。

### 2 〔附則〕 経過措置第二号

平成21年6月30日以前に実施された試験により試験科目の免除を受けることのできる科目合格者は、従前のおり、試験の行われた月の翌月の初めから起算して2年以内です。

※詳細については、官報(号外第138号平成21年6月30日6頁以降)を参照してください。